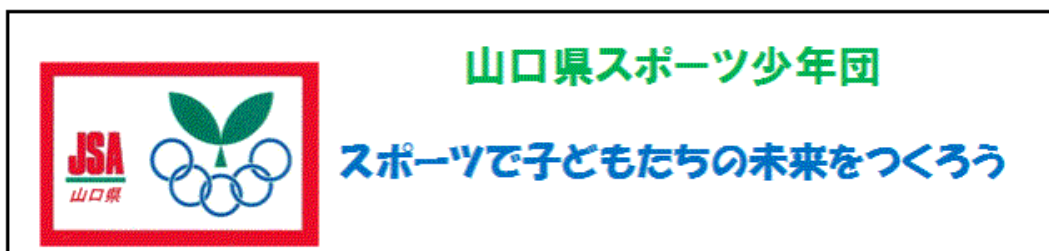


2019年度版
スポーツ少年団健全育成資料集
スポーツ少年団指導者の手引き



この資料は、スポーツ少年団指導者・関係者として知っておくべき情報をまとめています。
子どもたちがスポーツに出会うことで、その後のライフに大きな影響があります。
私たち指導者は、子どもたちの未来に大きな責任を負っています。
私たち指導者は、機会を捉えて学び続ける努力をすることが大切です。

資料内容

- スポーツ少年団指導者・関係者の皆様へ
- 基本的遵守事項
- 2019年度山口県スポーツ少年団重点目標
- 単位団活動への6のQ
- 指導者のためのスポーツ活動中の安全管理
- リーダー育成プラン
- よりよいスポーツ少年団の指導者として

(公財)山口県体育協会

山口県スポーツ少年団本部

スポーツ少年団指導者・関係者の皆様へ

平素から、スポーツ少年団の健全育成にご尽力いただき誠にありがとうございます。本県のスポーツ少年団活動は、次代を担う青少年の健全育成を願う熱心な指導者や地域の方々のおかげで、これまで着実に成果を収めてまいりました。

しかしながら、一部では、指導方法や活動時間・内容等について、様々な課題があるのも事実であり、今一度、スポーツ少年団活動の原点に立ち返り、それぞれの地域や単位団で自分たちの活動について見直してみることも必要と考えます。東京オリンピックを契機に、スポーツ界では様々な改革が進行しています。とりわけ、スポーツ指導者の資格が問われ、幼児・ジュニア期のスポーツに携わるスポーツ少年団の指導者・リーダー制度が大きく様変わりしつつある中、スポーツに親しむ子どもたちを増やしていく努力が求められています。

本県におけるスポーツ少年団指導者の皆様が、自信と誇りをもって指導できる環境を整えるためにも、県本部といたしまして、皆様の学びをしっかりと支援していくことが大切であると考えています。

つきましては、スポーツ少年団指導者や関係者にかかわる資料をまとめ、「スポーツ少年団指導者の手引き」として、県内のすべての指導者の皆様にお届けいたします。趣旨をご理解の上、地域に根ざしたスポーツ少年団の育成や、スポーツを通じての「次代を担う青少年の健全育成」に向けた、指導者の皆様の真摯な取組をお願いいたします。

2019年5月1日

山口県スポーツ少年団
本部長 野村 雅史

基本的遵守事項

山口県スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団が発足時に提唱した「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを！」「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会に！」に呼応し、昭和37年の日本スポーツ少年団創設と時を同じくして設立されました。

日本スポーツ少年団は、「次代を担う健全なこころとからだを持った青少年の育成」を「理念」としています。本県スポーツ少年団もその「理念」を尊重し、スポーツを通して子どもたちの未来をつくるために、下記のとおり基本的遵守事項を定め、幼児期からジュニア期におけるスポーツ指導者としての心構えを示しています。

各市町におかれましては、スポーツ少年団活動の「理念」を再確認するとともに、教育委員会、スポーツ少年団、地域の学校、指導者協議会、育成母集団、競技団体などが緊密な連携を図り、健全な団活動が行われるようご留意ください。

1 団登録について

- (1) 各単位団には、日本スポーツ少年団公認指導者（認定員・認定育成員）が2名以上いること。
- (2) すべての指導者が研修会・講習会に参加し、資格の取得と資質の向上に努めることが望ましい。

2 団活動について

(1) 青少年の健全育成

スポーツ少年団活動の理念である「青少年の健全育成」のための妨げにならないように以下の点に留意する。

- ① 団員の健康管理には十分に配慮し、特に夜間練習は原則実施しない。
- ② 団の活動回数は、週に2～3回、1回の活動時間は、2時間以内とする。
- ③ 団活動が、競技志向に偏り過ぎたり、勝利至上主義に陥ったりしないように配慮する。

ア 対外試合（各大会、招待試合など）への参加は、月に1回を限度とする。

（特に夏季休業中の活動については、団員の過重負担に配慮し、計画的に実施すること）

イ 各大会、招待試合の開催は、市町スポーツ少年団本部および市町教育委員会等関係部局の共催または後援を受けて開催する。

（市町スポーツ少年団本部は、各大会、招待試合の開催申請があった場合、期日および内容を十分吟味し、共催、後援を決定すること。）

(2) スポーツ指導における暴力の根絶

スポーツに携わる者として、スポーツの意義や社会的使命を認識し、スポーツ指導における暴力行為の根絶に向けた取組を積極的に推進すること。指導者等に反倫理的な行為があった場合は、処分基準に基づいて処分する。

(3) 子どもたちの元気の創造

日常的なスポーツ少年団活動を通して、「食育」「遊び・スポーツ」「読書」を一体的に取り組み、「知・徳・体」の調和のとれた子どもたちを育むため、生活習慣の形成・定着を図り、子どもたちの元気を創造すること。

(4) 自主・自立的で多様な活動

団員の主体的な活動意欲に基づき、「団員による」「団員のための」活動を基本とし、スポーツ活動だけでなく文化活動や奉仕活動、野外活動など団員の成長を促す幅広い活動を取り入れるとともに、規範意識・マナー・奉仕の心を育てること。

(5) 「家庭の日」

本県では、毎月の第3日曜日を「家庭の日」としている。スポーツ少年団も練習や大会を組まず家族で有意義に過ごすように協力すること。

2019年度 山口県スポーツ少年団重点目標

基本理念

スポーツによる青少年の健全育成

一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

(日本スポーツ少年団「スポーツ少年団の将来像」)

重点目標

- (1) 団員加入率のアップ
 - ・ ACP（アクティブ・チャイルド・プログラム）の普及
- (2) 勝利至上主義偏重からの脱却
 - ・ 山口県スポーツ少年団基本的遵守事項の周知
- (3) 指導者・育成母集団の資質向上と指導者協議会の充実
 - ・ 養成講習会・研修会の開催
 - ・ 魅力ある研修会プログラムの開発と受講者数の拡大
- (4) リーダーの養成と活用
 - ・ ジュニアリーダー研修会の開催
- (5) 多様な運動プログラムの提供と運動適性テストの活用
- (6) 各種キャンペーン等の推進
 - ・ 「カムバック！スポ少」「リーダー応援」キャンペーンの推進
 - ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携・発展
 - ・ 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの推進
 - ・ 子ども元気創造プロジェクトとの連携
 - ・ 「スポーツ元気県やまぐち推進団体」への参加

単位団活動6のQ (Question)

スポーツ少年団活動の理念に沿って、子どもたちのところとからだの健やかな成長を願う指導者や関係者の皆様への問いかけを次にまとめてみました。地域住民や育成母集団関係者と共有できるようにすることも大切なことです。

Q1 団規約が整い、育成母集団は機能していますか？

- 育成母集団で、団活動の目標に沿った年間計画、月間計画等が必ず審議されていますか。
- 育成母集団で、経費の収支が報告され、公開されていますか。
- 育成母集団の協議は民主的に運営されていますか。

Q2 子どもが主役の活動が実施されていますか？

- 子どもたち一人ひとりを大切にした活動が実施されていますか。
- 子どもたちの心に語りかける指導がされていますか。
- 子どもたちが話し合い、自己決定できる場を設けていますか。
- すべての子どもがスポーツの楽しさを味わっていますか？

Q3 練習時間、日数、交流大会の回数等は、子どもたちにとって適正ですか？

- 基本的遵守事項を守ることで、子どもたちのところとからだも守っていますか。

Q4 特定の指導者に何もかも一極集中していませんか？

- 特定の指導者に何もかも任せて、負担になっていませんか。
- 特定の指導者のワンマンな運営となっていませんか。

Q5 指導者は、常に新しい情報を収集し、指導に活かしていますか？

- 指導資格の取得や更新のため、研修会に積極的に参加していますか。
- 活動がマンネリ化することなく、常に評価され、改善していますか。
- 勝利至上主義に偏った活動になっていませんか。
- 中心的なスポーツ活動だけでなく、奉仕活動、学習活動、自然体験活動等も積極的に取り入れられていますか。
- 練習環境等の安全対策は十分図られていますか。

Q6 他のスポーツ少年団や関係機関・団体との連携は、図られていますか？

スポーツ少年団活動に関するご質問がありましたら、県・市町スポーツ少年団本部へ

指導者のためのスポーツ活動中の安全管理

熱中症

- 1 気温・湿度をチェックしましょう。
高温環境を示す数値は「暑さ指数」を参考にするようにしましょう。
- 2 こまめな水分補給を指示しましょう。こまめに水分を補給することが必要です。
- 3 暑い中での無理な運動を避けましょう。運動時間を短縮するなど、リスク管理が必要です。
- 4 吸水性や速乾性に優れている通気性の良い服装を選ばせるようにしましょう。
- 5 睡眠・食事をしっかりとっているか、団員の健康チェックを欠かさずにしましょう。疲労や体調不良が、熱中症の発生リスクを高めます。
- 6 万が一熱中症が起こった場合の対応は、指導者の責任です。

準備しておきたいもの

- 経口補水液 ○保冷剤 ○予備の水分(屋外でのケガの際にも使える)
- 救急薬品

WBGT℃	湿球温度℃	乾球温度℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
25	21	28		

熱中症予防のための運動指針から抜粋

WBGT（暑さ指数）は、「環境省熱中症予防情報サイト」にアクセスすることで確認できます。

落雷

- 1 事前に天気予報を確認しておきましょう。
天気の急変などには、ためらうことなく計画を変更しましょう。
- 2 頭上に黒雲が広がってきている場合は、安全な場所に避難しましょう。
○鉄筋コンクリートの建物の中 ○自動車・バスなどの中

ケガや病気の応急処置

- 1 心肺停止の際の応急処置の知識をもって指導に当たしましょう。
AED保管場所を確認しておきましょう。
- 2 ケガや病気が起こった場合の対処は、適切に行いましょう。
○反応・呼吸の確認を優先し、救急車が到着するまで救命処置等を行きましょう。
○ケガが起こった場合は、傷の手当てと応急処置をしましょう。
○事故がどのように起こったかを保護者に説明し、受診を勧めましょう。
○吐瀉物などの処理は慎重に行い、感染症にも注意しましょう。

ここに掲載した内容は、安全管理の一部です。詳しい内容は、スポーツ庁健康スポーツ課などのホームページから入手できます。指導者が安全管理の知識をもって指導に臨みましょう。

リーダー育成プラン

「スポーツ・運動遊びのリーダーを育てよう！」

プラン1 「カムバック！スポ少」キャンペーン

■中学3年生の現状

- 選手権予選、県体予選で運動部活動終了
(長くても8月の全国大会か、
10月初旬の県体で運動部活動終了)
- 体育の時間だけしか運動しない
(発育・発達上大切な時期)
- 意欲のある受験準備体制で、メリハリのある生活を送っているか



リーダーによるアイスブレイク

■スポーツ少年団へカムバック

- 週1～2回、自分の過ごした(スポーツと出会った)スポーツ少年団へカムバック
- 地域への貢献、恩返し
- 運動不足の解消
- 後輩を指導することによって、より一層の成長
- メリハリのある充実した生活
- 受験勉強もはかどる

プラン2 「リーダー応援」キャンペーン

■リーダーの現状

- 県内に約1170人の中学生、約140人の高校生の登録団員がいる(30年度)
- 中学校でも種目を継続したい子どもたちがたくさんいる
- 小学校で卒団させてしまうことがある
(19歳までは団員として登録できる)

■リーダーを育てる



ジュニア・リーダースクール(学習活動)

- 運動遊びのリーダーがいることで、団員のこころもからだも育つ
- 地域スポーツの人材が育つ
- 県本部では、市町本部と連携して、リーダー育成の支援をしている
(リーダー会、ジュニア・リーダースクール、日独同時交流…)
- 各単位団で、中学生以上の団員を応援しよう。

よりよいスポーツ少年団の指導者として

近年、残念なことですが、スポーツ指導現場での指導者等による暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント等の反倫理的行為の社会問題化しています。

とりわけ、子どもたちがスポーツと出会うことに大きな責任をもつスポーツ少年団指導者には、今まで以上に、人間力と指導力が求められています。指導者同士が手を携えて、「スポーツを通して子どもたちの未来をつくって」いきましょう。

スポーツ界における暴力行為根絶宣言

□指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。

□指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。

□指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。

□指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

スポーツ少年団登録者である団員、指導者、役職員が遵守すべき事項

日本スポーツ協会倫理規程第4条から

□暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

□個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

□日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

□補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

□自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

□社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

スポーツ少年団登録者処分基準の概要（H27. 11. 9 制定）

□ねらい

- ・スポーツ少年団における暴力行為等を根絶すること
- ・スポーツ少年団として暴力行為等を決して許さないという姿勢を示すこと
- ・スポーツ少年団組織としてのガバナンスを確立すること

□処分事案

- ・日本スポーツ協会倫理規程第4条に準ずる。



□対象者

- ・スポーツ少年団登録者（団員、指導者、役職員）

※団員のうち未成年者を処分すべきかどうかは、教育上の配慮の観点から十分に協議する必要がある。

※本処分基準の対象とならない者の違反行為を行った疑いがあるときは、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行うとともに、違反行為が明らかとなった場合には、適切に対応する必要がある。

□処分の種類、内容

①**注意**・・・主として、偶発的な違反行為に対して科す。

- 文書による注意
- 反省文の提出

②**嚴重注意**・・・主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して科す。

- 文書による注意
- 反省文の提出

※処分後、同様の事案が発生した場合は一定期間スポーツ少年団活動を停止させることを通告

③**活動停止**・・・活動停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に科す。

- 一定期間スポーツ少年団活動を停止
- 再教育プログラムを課す

④**登録取消し**・・・大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ少年団活動を中止したりした場合など、重大な違反行為に科す。

- スポーツ少年団登録を取り消す(再登録禁止期間は最低12か月以上)

※再びスポーツ少年団に登録しようとする場合は、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団が実施する再教育プログラムを受講し、修了しなければならない。

□処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

□詳しくは、日本スポーツ少年団ホームページ「倫理・規定集」を参照してください。